

## 令和8年度八戸市スポーツ合宿補助金交付要領

### (目的)

第1 この要領は、八戸市内でスポーツ合宿（以下、合宿）を実施するスポーツ団体（以下、スポーツ団体）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)合宿 学校、実業団、クラブ等に所属する団体が、スポーツ技術等の向上を目的に練習や研修等を行うために宿泊すること。
- (2)宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設
- (3)参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ及びマネージャー等）
- (4)延べ宿泊数 宿泊人数に宿泊日数を乗じた数
- (5)大会期間 大会要項に記載の期間

### (交付要件及び補助金の額)

第3 交付要件及び補助金の額は、次表のとおりとする。

交付要件	次のすべての要件を満たすものとする。 (1) 国内の団体が市内のスポーツ施設で実施し、市内の宿泊施設に宿泊すること。 (2) 延べ宿泊数が年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）を通じて50泊以上の合宿を実施すること。また、大会への参加が伴う場合は、大会期間を含むこととする。 (3) 営利を目的としていないこと。 (4) 合宿に要する経費について、国、県、他の地方公共団体等から補助金を受けていないこと。
補助金の額	1人あたり1泊500円とし、1団体における上限額は100,000円

### (補助金の交付申請の受付)

第4 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

- 2 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）にあたるときは、受付日をその日以降においてその日に最も近い休日以外の日とする。
- 3 交付申請のあった補助金の総額が当該年度の予算を超える日に複数の交付申請を受けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

(交付申請)

第5 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に八戸スポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が定める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書は、第1号様式のとおりとする。

3 第1項に定める書類は次のとおりとする。

(1)合宿計画書（第2号様式）

(2)その他会長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6 会長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の補助金の交付を決定するに当たって必要があると認めるときは、条件を付けるものとする。

(決定の通知)

第7 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件をつけた場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8 前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件に不服があるときには、会長の定める期日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

3 第1項の規定により会長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(変更等の承認)

第9 スポーツ団体は合宿計画等を変更（補助目的及び補助金の額に影響を及ぼさない内容を除く。）する場合又は中止する場合は、変更（中止）承認申請書（第4号様式）を会長に提出しその承認を受けるものとする。

2 前項の合宿計画等の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金額以内の額とする。

3 会長は、第1項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、補助金交付変更（中止）承認書（第5号様式）により通知するものとする。

(状況報告)

第10 スポーツ団体は、会長の要求があった場合においては、合宿の遂行の状況に関し、会長に報告しなければならない。

(事業の遂行等の指示)

第 11 会長は、スポーツ団体からの報告等により、その者の事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付けた条件に従って遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第 12 スポーツ団体は、合宿が終了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、延べ宿泊数が 50 泊以上となる合宿が終了した日から起算して 1 ヶ月を経過した日又は 3 月 31 日までのいずれか早い期日までに、実績報告書に会長が定める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書は、第 6 号様式のとおりとする。

3 第 1 項に定める書類は次のとおりとする。

(1)合宿実績書（第 7 号様式）

(2)合宿証明書（第 8 号様式）

(3)合宿参加者名簿（第 9 号様式）

(4)その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 13 会長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該スポーツ団体に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、補助金確定通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第 14 補助金は、前条の規定によりその額が確定した後、スポーツ団体からの請求書（第 11 号様式）に基づき、一括交付する。

(決定の取消し等)

第 15 会長は、スポーツ団体が、合宿に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、合宿について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第 1 項の規定による取消しをした場合については、第 6 第 1 項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第 16 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 会長は、スポーツ団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和5年4月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。